

新年は1月8日(金)より
業務を行います

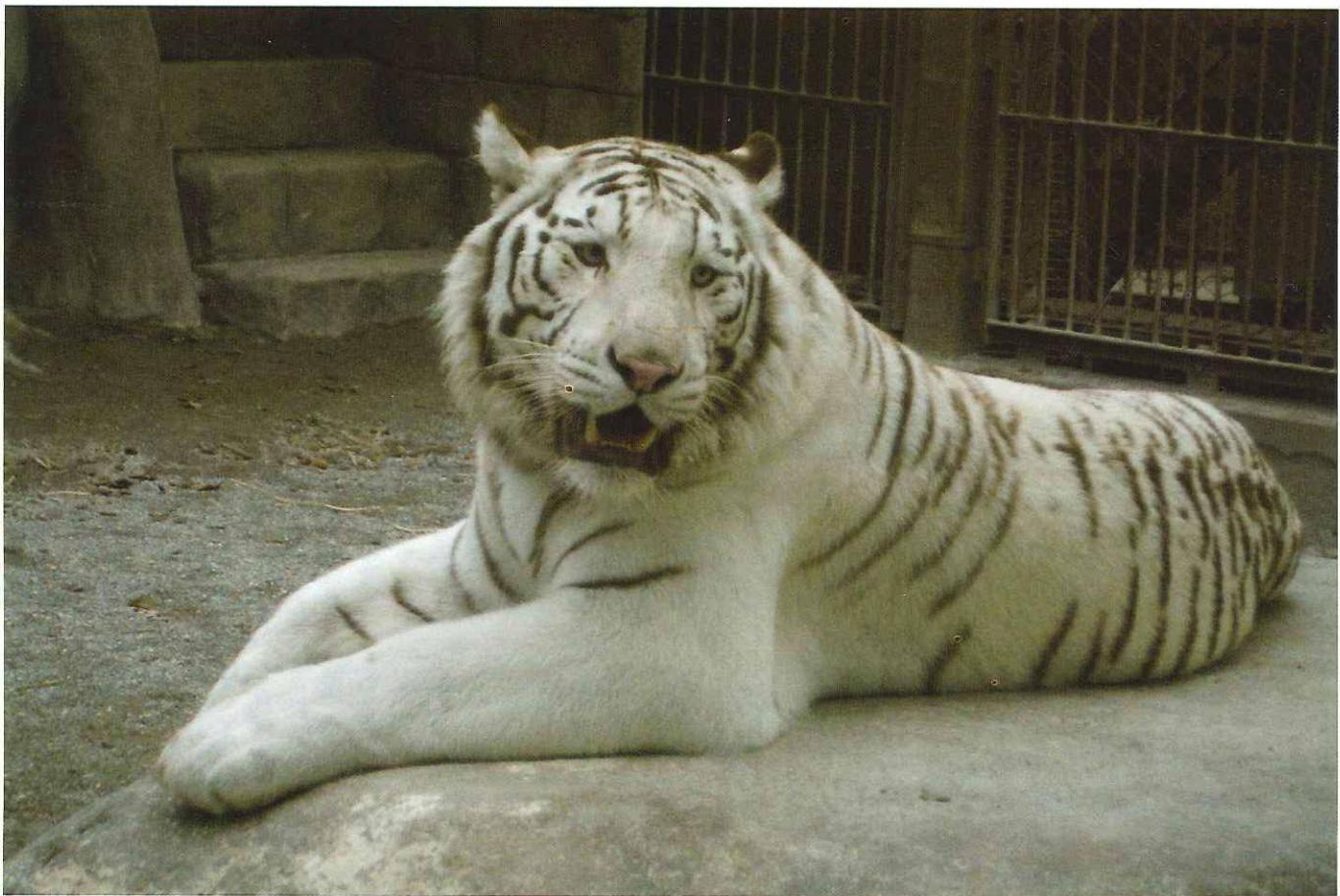
事務所H Pアドレス
<http://homepage3.nifty.com/tosoho/>

事務所だより

カツとび

発行
東葛総合法律事務所
編集責任者 宗 みなえ
〒271-0092
千葉県松戸市松戸1281-29
住友生命松戸ビル5階
電話 047-367-1313(代)
FAX 047-367-1319

あけましておめでとうございます 2010年
元旦



ホワイトタイガー（東武動物公園にて）

ごあいさつ

昨年は年末になって布川事件の再審決定が最高裁で確定するという大変嬉しいニュースが飛び込んできました。無罪が確定するまでにはまだ再審裁判がありますが、私達としても、櫻井さん、杉山さんと共に闘い、自白偏重の捜査の在り方が改善されるよう、強く求め続けていくことが必要だと考えます。

一方、今年は憲法の改訂につながる国民投票法が施行される予定です。きれいな言葉で飾ってみても、改憲勢力の狙いは九条の改悪です。その手続法ともいうべき国民投票法を施行させないと世論を高めていきましょう。

事務所にはフレッシュな顔が増えました。今年もよろしくお願ひいたします。

東葛総合法律事務所

代表

弁護士

蒲田

孝代

弁護士

斎藤

雅子

弁護士

福田

美穂子

弁護士

田中

淳哉

弁護士

萩原

得也

宗

みなえ

弁護士

大西

欣也

弁護士

小久保

雅弘

事務局員

一同



最高裁決定

布川事件再審確定

無罪判決に向かつて

弁護士 福富美穂子

待ちに待った一報が飛
び込んできたのは、二〇
〇九年一二月一五日。事
務局から「杉山さんから

お電話です」と言われ、チラッと時計を見ると、午後一時半。この時間と いうことは、もしや最高裁の決定では：と心臓が高鳴りました。ドキドキしながら電話に出てみると、「出たよ、決定！」との言葉。やつぱり！「五時に日弁連集合だつて」

万歳！！！「抗告棄却なのね？？」と念を押した私の声に、私の周りに集まっていた事務所員が一斉に「やつた！」と拍手喝采。耳を

布川事件は、強盗殺人犯の犯人とされた櫻井さち子・杉山さんお二人の自白をめぐらしく、直接的な証拠がない事件です。物証は一つもありません。自白をからうして支えているいくつかの目撃証言がありますが、それには、いざわらも、二人の地元で二人を見かけたという程度のものです。そして、第二次再審請求審では、これまで検察の手元に隠され続けてきた二人の無罪の証明書に役立つ重要な証拠の存在がいくつも明らかになりました。中には犯行現場付近で一人を見たという目撃証言の信用性を大きく弾劾する証拠もあります。

ましたし、現場から二人のものでも被害者のものでもない毛髪が採取されていたとの鑑定書もありました。

また、二人を嘘の自白に追い込んだ不当な取調べの実態も明らかになりました。さらには、二人の自白が信用できるとして有罪の大きな根拠になっていた自白テープ(二人が自白している様子を録音テープにとったもの)が、実は捜査官によつて何カ所も編集され、あたかも二人がすらすらと臨場感を持つて自白しているかのように作り直されていました。

布川事件のように自白の信用性が問題となる事件で不当な検査や証拠隠匿が大きく問題となり、再審開始決定がなされたことは、非常に大きな意義があります。大きな権力を持つ捜査側が、真実に背を向けて重要な証拠を闇に葬ることなど、絶対にあってはならないことです。また、取調べの全過程の可視化も重要な課題です。今後の刑事裁判において二度と誤った判断がなされないように、これらの課題に、私たちちは早急に、真摯に取り組まなければなりません。

きな山を一つ登り終えましたが、まだ一つ山が目の前にそびえています。『無罪判決』。この山を越えて、本当の勝利を手にすることになるのです。

一部報道では、検察側が再審公判においても、さらには争う姿勢を見せているとも言われています。これ以上の時間の浪費を許さず、早期に無罪判決を勝ち取るべく、私たち弁護団も、もう一度気を引き締め直し、最後の闘争に挑んでいきたいと思います。新しい年を迎える今年中の最終決着を目指す決意をお伝えするともに、今年も変わらぬご支援をお願い申し上げます。



アスベスト裁判 提訴から1年 重要な局面に 弁護士 宗 みなえ

弁護士 宗 みなみ

新設主事、王汝

から、後も是者は増加すると考えられます。

あげたメーカーを相手に裁判をしています。東京地裁への提訴から一年が経過した二〇〇九年六月の裁判期日からは、よいよ証拠調べが始まり、裁判は重要な局面を迎えてます。六月の期日では、多くのアスベスト疾患の診断・治療にあたつてこられた医師の尋問を実施してアスベスト疾患の特徴や実態を裁判所に訴えました。十一月の期日では、建設現場での経験豊富な大工、電

ましたし、現場から一人のものでも被害者のものでもない毛髪が採取されていましたとの鑑定書もありました。

また、二人を嘘の自白に追い込んだ不当な取調べの実態も明らかになりました。さらには、二人の自白が信用できると見て有罪の大きな根拠になつていた自白テープ(二人が自白している様子を録音テープにとつたもの)が、実は捜査官によつて何ヵ所も編集され、あたかも二人がすらすらと臨場感を持つて自白しているかのように作り直されていたことまで分かつたのです。

布川事件のように自白の信用性が問題となる事件で不当な検査や証拠隠匿が大きく問題となり、再審開始決定がなされたことは、非常に大きな意義があります。大きな権力を持つ捜査側が、真実に背を向けて重要な証拠を闇に葬ることなど、絶対にあつてはならないことです。また、取調べの全過程の可視化も重要な課題です。今後の刑事司法において二度と誤った判断がなされないように、これらの課題に、私たちちは早急に、真摯に取り組まなければなりません。

また、布川事件は、再審開始の決定を得て、大

工、保温工であった原告三名を尋問して建設現場でのアスベスト粉じんの発生状況を明らかにしました。年明け一月の期日では、左官、塗装工、解体工であった原告三名の尋問が予定されています。その後は、尋問未実施の職種の原告尋問、学者証人の尋問と裁判が続いていく予定です。

きな山を一つ登り終えました。が、まだ一つ山が目前にそびえています。『無罪判決』この山を越えて、本当の勝利を手にすることになるのです。

一部報道では、検察側が再審公判においても、さらに争う姿勢を見せてくるとも言われています。

これ以上の時間の浪費を許さず、早期に無罪判決を勝ち取るべく、私たち弁護団も、もう一度気を引き締め直し、最後の闘いに挑んでいきたいと思います。新しい年を迎え、今年中の最終決着を目指す決意をお伝えするとともに、今年も変わらぬご支援をお願い申し上げます。

工、保温工であった原告三名を尋問して建設現場でのアスベスト粉じんの発生状況を明らかにしました。年明け一月の期日では、左官、塗装工、解体工であった原告三名の尋問が予定されています。その後は、尋問未実施の職種の原告尋問、学者証人の尋問と裁判が続いていく予定です。

二〇一〇年は泉南アスベスト裁判の判決も予定されており、アスベスト連裁判の正念場です。



自己紹介

新人弁護士 萩原得誉

昨年の一二月に事務所に入所した、新人弁護士の萩原得誉です。ご覧のように、珍しい読み方の名前ですが、早く覚えていただけるように頑張りたいと思います。甘いもの好きが高じて、最近ではお菓子作りに手を出しています。嗜好だけでは

く、年齢・経験的にも『甘い』私ですが、自分には厳しくありたいと思つてあります。どうぞよろしくお願い致します。

私が初めて事務所を訪れたきっかけは、学生時代のインターネットショッピングでした。初めて事務所を訪れた際、私は事務所の前で考え込んでしまいました。事務所に来られた方はご存じだとは思いますが、事務所の前にインターネットホンが設置されています。私は、事務所の前でインターネットホンを押して入るべきか、押さないで入つてもよいものなのかなということで5分くら

く、年齢・経験的にも「甘い」私ですが、自分には厳しくありたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

二〇〇九年一月五日、事務所と友の会との共催で、「いまそこにある貧困～自己責任と切り捨てていいのか？」と題し講演会を開催しました。

講師は湯浅誠さん。NPO法人自立生活サポートセンター・もやいの事務局長をされ、二〇〇八年の年末から二〇〇九年の年始にかけて設置され

「いまそこにある貧困」 ～自己責任と切り捨てていいのか～



約150多名の方が参加（松戸市民会館にて）

現在、日本は、相対的貧困率（所得がその分布の中央値の半分に満たない人の比率、すなわち周

りの平均的な人と比べて
生活が半分以上落ち込んでしまっている人の比率
が一四・九%（二〇〇〇

さらに、本来であれば

することができない状態に追い込まれてしまうと
いう実態が語られました。 湯浅さんは、鳩山政権

年代半ばの数値)。これは、約七人に一人が、いわゆる「貧困」状態にあらざるという数字です。その貧困世帯のうち、職に就いている人が一人以上いる世帯が八割を超えていきます。つまり、「探索せば仕事がある。仕事をすれば食べていける」という高度経済成長時代の神話とは、既に過去の遺物とななり、現代の日本は、「働く

継続的に職に就くことができ、職を失っても雇用保険で救済され、最終的には生活保護で救われるといったネットが用意され、最低限度の生活を守り、貧困から脱する機会が与えられる社会であるべきところ、現代の日本社会は、いずれのネットも機能せず、一つトラブルがあると、滑り台のように貧困に落ち込み、脱書かれるほど、参加者の心に残るものでした。その一部をご紹介します。

(Q. 環境や世代を超えて現代の貧困を理解するためには何が必要か?)

といったネットが用意され、最低限度の生活を守り、貧困から脱する機会が与えられる社会であるべきところ、現代の日本社会は、いずれのネットも機能せず、一つトラブルがあると、滑り台のように貧困に落ち込み、脱することができない状態に追い込まれてしまうという実態が語られました。湯浅さんは、鳩山政権において、内閣府政策参与となりました。そこで緊急雇用対策の中の「年末年始対策」。①ワンストップサービスの実現、②年末年始の役所の開庁、③住宅の確保に向けて努力されているとのことでした。

この講演会は、友の会の会员さん以外にも広く参加を呼びかけ、約一五〇名もの参加者の方が、真剣に湯浅さんの話に聞き入っていました。講演会の後半は、参加者の方からの質問を湯浅さんにぶつけるコーナー。その中で語られた湯浅さんの言葉は、多くの感想にも

（Q. 環境や世代を超えて現代の貧困を理解する心に残るものでした。その一部を紹介します。

「書かれるほど、参加者のためには何が必要か？」自分の一言め（持つている条件）」を自覚するこ

とが必要。自分と同じ努力をしていても同じようにならないのは、努力が足りないのではなく、条件が違うから。うまくいっている人ほど「自分が努力したから」と思いたく、自分の「溜め」に気づくことができない。

人の「溜め」に気づくためにには、自分の「溜め」に気づく必要がある。

（Q. 若者や現に貧困にある人達のために私たちにできることは？）頑張るための条件がないのに、「頑張れ」と言つても、頑張ることはできない。その人達が頑張るために、自分の条件（「溜め」）をつくることが、私たちにできること。

「貧困」は、ともすれば目を背けておきたい問題かもしれません。しかし、どの世代・環境にいる人も等しく日本社会全体の問題として取り組むべきであることを強く実感してある講演会でした。



お元気ですか④

特別養護老人ホーム やわら木苑を訪ねて

古田さんは松戸市議会議員と千葉県議会の女性第一号議員さんだそうですね「松戸の戦後をかけぬけた女性達」という冊子を読ませていただきました。古田 そうなんですね。あのころは女性の方から意地悪をされたりしましたねえ。

古田 そこを乗り越えて二五年間もの間、働く方達の立場にたつて活動



理事長の古田玲子さん

肝炎対策基本法が成立した。先の臨時国会で、ようやく肝炎対策基本法（以下「基本法」）が成立しました。

制定を求め、薬害肝炎救済法の成立後も活動を続けてきました。全国各地の街頭署名活動で三〇五筆以上の署名が寄せられ、地方議会でも基本法の早期成立を求める意見書の採択が相次ぎました。

しかし国会では、法案が提出されても審議入りせず廃案になることが繰り返され、二年以上経過した昨年末に「ようやく、立法にこぎつけたわけで

す。毎日一二〇人の命が失われている状況を知りながらこの法案を政党間の駆け引きの材料にする事態は、この国の政治がいかに国民からかけ離れたものであるかを痛感させるものでした。

体制の整備等の実施を求める別個の働きかけが必要です。

①患者への恒久的な対策
法律ができても自動的に
施策が進むわけではありません。
治療費助成のための予算措置や、医療

製剤を投与された患者に告知されていない状況も残されています。早急に調査・告知を行う必要がありま

③ 葉書被害者の救済
被害者が残されないよう
う救済法延長が必要です
またカルテが保管されて
いても調査がなされず、

されてこられたのですね。政治家を引退されたのはどんな理由からですか。

蒲田 ご家族の方は反対されませんでしたか。
古田 内心は不安があるかもしれません、が、茶だつたかもしれないが、當時は必死でしたね。無応援してくれました。

古田 はい。職員は学生のなかで、本当によくなっていると思ってくれていると思います。国はもとと福祉の計算を増やし、働く人材を確保していくようにしてもらいたいのです。

蒲田 本当ですね。福祉に対しても情熱をもつて働く人たちを疲弊させてしまうような福祉の現状にしてはいけませんね。

古田 そうです。福祉は奉仕の精神が必要ですが、労働は正当に評価されなければなりません。私は

本年三月をもつて理事長を退任します。退任しても、福祉行政がよい方向に改善されるこ

編集後記



友の会の忘年会（ザ・クリスト夫テル柏にて）

一二月九日(水)に左
の会の忘年会がありま
した。会場は、おなじみの
ザ・クレストホテル柏で
今回は九七名と、例年に
もましておおぜいの方が
参加してくださいました

うに活動していきたいと思います。

蒲田　ありがとうございます。

ました。

してしまった大変問題が多い法律です。このまま施行させないという運動が必要だと思います。

今回の「カットとび」で苦労したのは表紙の写真です。一度撮影してきたものが没になり、もう一度撮影に行く事態に陥りました（涙）。（SO）

田瀬副会長の乾杯を受けた歓談の後は、役員の生藤さん、田村さんの手によるテーブル対抗クイズで盛り上がりました。笑いあり、涙ナシのあついう間の二時間でした。

ビラの配布は犯罪か

葛飾ビラ配布事件

弁護士 田中淳哉

1 はじめに
二〇〇九年一月三〇日、最高裁判所（第二小法廷）で一人の僧侶の行為を有罪とする内容の判決（上告棄却）が言い渡されました。「犯罪行為」として裁判所が認定した

のは、「マンションの戸別ポストに日本共産党の都議会報告等のビラを投函した」という事実です。たったこれだけのことでのこの僧侶・荒川庸生さんは、逮捕・勾留され（お正月をはさんで二三日間にわたる身柄拘束）、自宅

を捜索され、起訴され刑事罰を科されることとなりました。

2 特定の表現内容に対する狙い撃ち

なぜこのような「事件」が起こったのでしょうか。

〇〇九年一二月一日付東京新聞社説（二〇〇八年一二月一日付）が「まるで『左翼』と呼ばれる人々らが、警察当

来事でした。政府は二〇〇九年一二月にイラクへの自衛隊派兵を閣議決定。それ以降似たような「事件」による逮捕が各地で相次ぎました（囲み左上）。東京新聞社説（二〇〇八年一二月一日付）によると、東京地裁は、（中略）

国際人権（自由権）規約委員会は、二〇〇八年六月、「政府に批判的な表現のリーフレットを私人の郵便受けに配布したことに対して、住居侵入罪により、逮捕・起訴されたとの報告に懸念を有する。」（締約国は、（中略）

国際人権（自由権）規約委員会から日本への勧告二〇〇八年一〇月委員会は、政治活動を私人の郵便受けに配布したことに対して、住居侵入罪もしくは国家公務員法違反により、逮捕・起訴されたとの報告に懸念を有する。締約国は、規約第一九条および第二五条の下で保護されている政治活動および他の活動を、警察、検察官及び裁判所が過度に制約しないように、表現の自由と参政権に対して譲さないかなる非合理的な法律上の制約をも廢止すべきである。」と

二〇〇九年一月六日日弁連人権擁護大会決議「近年政府に対する批判的内容を含むビラを投函する行為に対して、住居侵入罪または国家公務員が逮捕されたり、起訴されて有罪判決が下されたりするなど刑罰を受けることによって市民の政治的表現の自由が脅かされる事態が生じている。市民が意見を表明する重要な手段の一つであるビラの配布等を、警察、検察及び裁判所が過度に制限すること、ビラの配布規制にとどまらない市民の表現の自由の保障一般に対する重大な危機である。」

勧告や決議も

●二〇〇九年一月六日
日弁連人権擁護大会決議

「近年政府に対する批判の内容を含むビラを投函する行為に対して、住居侵入罪または国家公務員が逮捕されたり、起訴されて有罪判決が下されたりするなど刑罰を受けることによって市民の政治的表現の自由が脅かされる事態が生じている。市民が意見を表明する重要な手段の一つであるビラの配布等を、警察、検察及び裁判所が過度に制限すること、ビラの配布規制にとどまらない市民の表現の自由の保障一般に対する重大な危機である。」

多発する同種事件

●国公法弾圧堀越事件

二〇〇三年一月、社会保険事務所職員の堀越明男さんが、休日に自宅近くでしんぶん赤旗号外を配布した行為が国家公務員法及び人事院規則に違反するとして、二〇〇四年三月に逮捕、起訴された。その後の経過なかで最大一名の公安警察官の尾行によるビデオ撮影がなされていたことが明らかにならかになつた。東京地裁は「動機は政治的意見の表明であり、プライバシー侵害の程度は低い」として無罪判決を言い渡したが、検察側が控訴し、二〇〇五年三月二十九日に言い渡される。

●立川テント村事件

二〇〇四年一月、自衛隊のイラク派兵に反対するビラを配るために立川市の自衛隊宿舎に立ち入った市民団体のメンバー三人を、二〇〇四年二月最高裁が上告を棄却。地裁は二〇〇六年六月、

3 法律論としても

(1) 住居侵入罪の成否についての考え方

集合住宅へのビラ配布はどこでも日常的に行われているだけに市民の感覚からすれば当然の疑問といえるでしょう。しかし、住民からも「本当に逮捕、起訴すべき事案か」と疑問の声が挙がりました。

る裁判所としては有罪判決を出さざるを得なかつたのでしょうか。もちろん、そんなことはありません。裁判所としては有罪判決を出さざるを得なかつたのであります。しかし、そもそもビラ配布の自

は、アムネスティ・インターナショナルは、七五日間にわたり身柄拘束された三人を日本初の「良心の囚人」に認定した。

裁判の過程で、自衛隊の情報保全隊が警視庁と連携して周到に準備を行つていていたことが明らかになつた。東京地裁は「動機は政治的意見の表明であり、プライバシー侵害の程度は低い」として無罪判決を言い渡したが、検察側が控訴し、二〇〇五年一月一四日に公判は今年一月一四日に予定されている。

二〇〇五年九月厚生労働省職員の宇治橋眞一さんが、休日に、世田谷区の住宅集合ポストにしんぶん赤旗号外を配布した行為について住居侵入罪により逮捕。その後住居侵入罪は不起訴となつた。

ものの、国家公務員法違反は反により起訴。東京地裁判決は二〇〇八年九月一九日に罰金一〇万円の有罪判決。東京高裁での第一回公判は今年一月一四日に予定されている。

二〇〇七年一二月に東京高裁が有罪判決を下した際、当該マンションの住民からも「本当に逮捕、起訴すべき事案か」と疑問の声が挙がりました。

二〇〇七年一二月に東京高裁が有罪判決を下した際、当該マンションの住民からも「本当に逮捕、起訴すべき事案か」と疑問の声が挙がりました。

二〇〇八年九月一九日に罰金一〇万円の有罪判決。東京高裁での第一回公判は今年一月一四日に予定されている。

二〇〇七年一二月に東京高裁が有罪判決を下した際、当該マンションの住民からも「本当に逮捕、起訴すべき事案か」と疑問の声が挙がりました。

各紙 社説

●北海道新聞社説

「政党ビラの投入は逮捕、拘束され、有罪となるほど悪質な行為なのだろうか。刑事罰を科すのは市民感覚とかけ離れている」

●朝日新聞社説

「ビラを配っている人を逮捕して刑事罰を求めるのは乱暴すぎる。たいていは住民と話し合えば解決する問題だろう」「判決は政治ビラに的を絞った強引な摘発を追認したといわれても仕方がない」

●毎日新聞社説

「違和感が残る判決だ」「警察の対応を含め、疑問」

●読売新聞社説

「捜査当局は、表現活動を萎縮させることのないよう慎重な姿勢を」

定める表現の自由の具体化として保障されている基本的人権です。そして表現の自由は、その重要な理由から「優越的地位」が認められています。

住居侵入罪は、「正当な理由」がないのに人の住居等に「侵入」した場合に成立する犯罪です。

裁判所は、ビラ配布という表現行為の重要性と、マンション住人の「私生活の平穏」やマンション管理組合の「管理権」が脅かされる程度とを比較

したうえで、「正当な理由」の有無なし「侵入」によって判断すべきとした。最高裁調査官はこの判決の解説中で、「正当な理由」についての判断は住居侵入の場合も同様である」としていま

た。なお、「正当な理由」について、最高裁(第一小法廷)が、二〇〇九年三月に注目すべき判決を言

い渡しています。護身用に催涙スプレーを隠し持つ行為に軽犯罪法違反が成立するかどうかが問題となつた事件で、「正当な理由」の有無は、職務上または日常生活上の必

要性から、社会通念上相違ないことは言い難いとされています。荒川さんはオートロック式でマンションは日常的に投函され、荒川さんはなく管理人も常駐していないこと、②午後二時二〇分頃から数分間程度の滞在に過ぎなかつたこと、③戸別ボストには様々な商業ビラや政治ビラが日常的に投函されていること、④ビラの内容は住居の平穏やプライバシーを侵害されるようなものではないこと、⑤荒川さんはビラの投函について過去一度も住民から苦情を受けたことはなかつたこと等の事実を指摘したうえで、「各戸のドアポストに配布する目的で、通路や階段等に短時間立ち入ることが明らかに

当と認められるかどうかとすることについての社会的な合意が未だ確立しているとは言い難い」として、荒川さんの立ち入り行為について「正当な理由」の存在を認めました。

したうえで、「正当な理由」の有無なし「侵入」によって判断すべきとした。最高裁調査官はこの判決に対してもは各紙社説が様々な批判を寄せていました(図み)。また

東京地方裁判所は、以上述べたのと同様の考え方方に拠つて、荒川さんは無罪判決を言い渡しました。

その後、東京高裁で有罪判決が出来、荒川さんが上告をしていました。最高裁判所は、「本件マンションは分譲マンションであり、本件立ち入り行為の態様は玄関内東側ドアを開けて七階から三階までの本件マンションの廊下等に立ち入つた」というものであることなどに照らすと、法益侵害の程度が極めて軽微なものであったということはで

(2) 東京地裁の無罪判決

4 最高裁判決の内容とそれに対する批判

この判決に対する批判は、その要望する」という批判的コメントを出しました。

テレビや新聞など高額のメディアを使用することができない市民にとって、ビラの配布はかけがえない表現手段です。

年越し派遣村では、命を捨てようとした人が目にした一枚のビラをきつかれに派遣村を訪れて命を救われたこともあります。最高裁判所の判決は、このような表現行為としての価値をまったく考慮していません。

また、特定の表現行為を狙い撃ちする警察の暴走を食い止めるべき立場にあるはずの裁判所がこの役割を果たさず、かつてこれを追認する結果となつてしまつたことも重大です。

結論の当否を脇においても、詳細な事実認定にもとづき慎重な利益衡量をおこなつた地裁判決と比べてあまりにも

お粗末な判決であると言わざるを得ません。

5 今後のたたかい

(2) 国連に舞台をうつして

（1）ビラを引き続ける
（2）判決に対する批判
（3）最高裁判決の内容とそれに対する批判
（4）国連に舞台をうつして

発行
東葛総合法律事務所
編集責任者 宗 みなえ
〒271-0092 千葉県松戸市松戸1281-29
住友生命松戸ビル5階
電話 047-367-1313(代)
FAX 047-367-1319

カツとび号外